

平成 30 年度

うきは市保育所入所申し込みのしおり

—目次—

1. 入所申し込みのまえに P 1
2. 申し込みから利用までの流れ P 2
3. 申し込みの受付日程 P 3
4. 保育所へ入所できる基準 P 4
5. 保育の必要性を証明する書類 P 4
6. 保育の必要性の認定 P 5
7. 利用調整（選考） P 6
8. 保育料の決定 P 6
9. 保育料の納付方法 P 9
10. 年度途中の入所申込 P 9
11. 保育所・幼稚園一覧 P 10



【お問い合わせ先】

うきは市福祉事務所 保育所係

〒839-1393 うきは市吉井町新治 316 番地

TEL 0943-75-4961 FAX 0943-75-4963

1. 入所申し込みのまえに

- ① 保育所とは、保護者の就労や病気などの理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児をお預かりする児童福祉施設です。
- ② 入所が可能な児童の月齢は、原則として生後6か月からです。
- ③ 入所日時点で入所する児童がうきは市に住所を有していることが必要です。
(※申込み時点で市外に住所があっても申込はできます。)
- ④ 保育所の入所日は、原則として各月の初日からで、退所日は各月の末日になります。
- ⑤ 入所当初の長時間保育は児童にとって負担になることから、ならし保育を実施していません。期間は児童の状況等によって異なりますが、およそ1週間から2週間程度です。
- ⑥ 入所を希望されるお子さんの発育や発達に不安がある場合は、お申込みの際に必ずお伝えください。
- ⑦ 入所申込後あるいは入所後に、保護者の離婚や婚姻、死亡などで家族の状況に変動があった際は、保育料が変更になる場合がありますので、すみやかに保育所係へ連絡してください。

2. 申し込みから利用までの流れ

保育所入所の申し込みから保育料決定までの流れは次のとおりです。



※1 「支給認定申請書兼施設利用申込書」は、市のホームページからダウンロードするか市の窓口で事前に準備してください。

ホームページアドレス：<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp>

市の窓口： 福祉事務所保育所係、浮羽市民課（うきは市民センター内）、市内保育所



3. 申し込みの受付日程

お子さんと一緒に、第1希望の保育所に申し込みをしてください。

育児休業後の職場復帰により来年度途中の入所を希望される方も申し込みをしてください。

保育所名	受付日	受付時間
千年保育園※1	平成29年11月10日(金)	午前9時から午後4時まで
若葉保育園	平成29年11月8日(水)・9日(木)	
千草保育園	平成29年11月9日(木)	
いずみ保育園	平成29年11月9日(木)	
山春保育所	平成29年11月9日(木)	
浮羽保育所	平成29年11月9日(木)	
遊林愛児園	平成29年11月6日(月)	
うきは幸輪保育園	平成29年11月6日(月)～11日(土)	

※1 千年保育園では0歳児の入所受付は行っていません。

【当日持参していただくもの】

- ① 「施設型給付費・地域型給付費等 支給認定申請書兼施設利用申込書」(児童一人につき一枚)

※ 事前に入手して、ご家庭で必要事項を記入してください。

入手方法は2ページ(※1)をご覧ください。

- ② 印鑑

- ③ 在宅障害児(者)がいる世帯の方は、身体障害者手帳、療育手帳(保育料が減免となる場合があります。)

4. 保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する場合です。該当する事由によって、提出書類が異なりますのでご注意ください。

保育を必要とする事由	事由の概要	保育の必要性を証明するための添付書類等
就労 ^{※1}	家庭外就労のほか、自営業・内職などの労働を常態としている（夜間就労を含む）	勤務証明書，または入所理由申立書 （就労要件：1日5時間以上かつ週4日以上）
妊娠、出産 ^{※2}	母が出産の前後である	保育不可証明兼申立書 母子健康手帳（写）氏名と分娩予定日がわかるもの
疾病・障害	保護者に病気や心身の障害がある	保育不可証明兼申立書 身体障害者手帳（写）・療育手帳（写）
介護・看護	同居または長期入院などしている親族を常時、介護・看護している	保育不可証明兼申立書
災害復旧	火災や風水害、地震などの復旧にあっている	保育所入所に関する申立書 罹災証明書など
求職活動 ^{※3※4}	求職活動をしている（起業準備を含む）	求職活動報告書 ハローワークカード（写）など
就学	学校（職業訓練校などを含む）に就学している	保育不可証明兼申立書 在学証明書など
育児休業	育児休業を取得するが、既に入所中の兄姉の継続利用が必要である	育児休業に関する証明願 育児休業期間を証明する書類など
その他	虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合	保育所係にご相談ください

※1 勤務予定で申込みをする場合、勤務開始後に再度勤務証明書の提出が必要です。提出がない場合は退所となります。

※2 認定の有効期間は、原則として産前2か月から産後2か月までです。

※3 認定の有効期間は、原則として入所日から2か月までです。利用調整により4月から入所できない可能性もあります。また、有効期間内に勤務証明等が提出できない場合は退所となります。

※4 求職活動報告書の有効期間は、提出日の翌月から2カ月間です。報告書提出後、有効期間内に入所が決まらない場合は、再度提出してください。

5. 保育の必要性を証明する書類

11月末日までに、「4. 保育所へ入所できる基準」に基づく「保育の必要性を証明するための添付書類等」を提出してください。提出先は、申し込みをした保育所です。

児童の父・母及び同居の祖父母（平成30年4月1日現在で65歳未満の方）分が必要になります。

※ 認定こども園（幼稚園部分）を申し込みした方は不要です。

6. 保育の必要性の認定

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただくこととなります。

申請に基づき、市が下記の3つの認定区分により認定を行い、支給認定証を発行します。

① 認定区分

認定区分	対象児童	利用できる施設	認定の有効期間 ^{※1}
1号認定 ^{※2}	満3歳以上で教育を希望	認定こども園(幼稚園部分)	小学校就学前まで
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	保育所, 認定こども園(幼稚園部分、保育部分)	小学校就学前まで
3号認定 ^{※3}	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	保育所, 認定こども園(保育部分)	満3歳の誕生日まで

【注意事項】

※1 仕事を辞められるなど「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は、区分や有効期間が変更になります。

※2 遊林愛児園 1号認定保育時間 9:00~16:00 月曜日~金曜日 夏・冬・春休み有り

※3 年度途中で満3歳になられた児童は、3号認定から2号認定に変更されますが、手続きは不要です。

上記の認定区分が2・3号認定とされた方は、さらに“保育の必要量”の区分を認定します。

② 保育の必要量

保育の必要量の区分 ^{※4}	基準となる就労などの時間
保育標準時間(最長11時間まで)	1か月当たりの就労などの時間が120時間以上の場合
保育短時間(最長8時間まで) 保育時間: 8:30~16:30 (うきは幸輪保育園は 9:00~17:00)	1か月当たりの就労などの時間が120時間未満の場合

【注意事項】

※4 区分された時間帯を超えて利用する保育(保育標準時間の場合は、18:30以降)は時間外保育となり、延長保育料が発生します。

※ 保育標準時間と保育短時間では、保育料が異なります。また、保護者の勤務に合わせて、保育標準時間、保育短時間への変更は可能ですが、保護者からの申し出のあった月の翌月からの適用となります。

※「保育の必要性を証明するための書類等」で保育の必要性が判断できない場合は、保育所係による面接を実施します。

7. 利用調整（選考）

利用調整は、保育の必要性の認定を受けた方について、引き続き施設等の利用のための調整を行います。保護者の希望、施設の利用状況等に基づき調整しますが、同一保育施設等への申し込みが多数ある場合には基準により事由別に優先度を判断し、世帯の状況や現在の児童の保育状況も考慮した上で利用を決定します。

〈利用が優先される世帯の例〉

保育所等の利用に係る優先度を踏まえて利用調整を行います。

- ひとり親家庭
- 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- 子どもが障害を有する場合
- 育児休業明けの職場復帰を予定している場合

8. 保育料の決定

保育料は、保護者（父・母）の市民税額と児童の年齢や保育の必要性の認定区分により決定します。ただし、保護者の収入が一定基準以下の場合には、同居の祖父母など、その他主たる生計者の収入に基づく税額を算定に加えます。

【保育料に関する留意事項】

- ① 保育料を決定する上での、児童の年齢は当該年度の4月1日現在の年齢が適用されます。
- ② 年度の途中で保育料を見直します。4月～8月の保育料は前年度（平成29年度）の市民税の額により決定します。9月以降の保育料は当年度（平成30年度）の市民税の額により決定します。
- ③ 保育料は、兄弟姉妹が保育所や幼稚園などを利用している場合、年齢が高い順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。

平成29年1月2日以降にうきは市に転入された方は、当該児童の父・母の平成29年度市町村民税証明願を、平成29年1月1日現在の居住市町村で取得され、入所を申し込まれた保育所に提出してください。

【参考】平成29年度 うきは市2・3号認定利用者負担額

階層 区分	市民税課税額		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
第1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	市民税非課税世帯 母子、父子世帯 在宅障害児(者)のいる世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯		9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
第3	市民税所得割課税額 48,600円未満 母子、父子世帯 在宅障害児(者)のいる世帯		9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	市民税所得割課税額 48,600円未満		19,300円	19,500円	16,300円	16,500円	16,300円	16,500円
第4	市民税 所得割 課税額 97,000円 未満	うち 77,101円未満 母子、父子世帯 在宅障害児(者)のいる世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
		上記以外	26,600円	27,000円	25,600円	26,000円	24,600円	25,000円
第5	市民税所得割課税額 132,000円未満		35,500円	36,000円	27,100円	27,500円	25,600円	26,000円
第6	市民税所得割課税額 169,000円未満		41,400円	42,000円	28,500円	29,000円	25,600円	26,000円
第7	市民税所得割課税額 301,000円未満		47,200円	48,000円	29,500円	30,000円	26,000円	26,500円
第8	市民税所得割課税額 397,000円未満		50,200円	51,000円	30,500円	31,000円	26,300円	26,800円
第9	市民税所得割課税額 397,000円以上		68,900円	70,000円	31,400円	32,000円	26,500円	27,000円

- ※ 4月初日現在の年齢により区分されます。年度途中で年齢区分は変わりません。
- ※ 保育料は、8月分までは平成28年度課税額、9月以降は平成29年度課税額により決定します。
- ※ 市民税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。
- ※ 同一世帯から2人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園等を利用している場合、年齢が高い順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料になります。

多子世帯の軽減

平成28年4月から所得割額 57,700円未満の世帯については、第何子かのきょうだい判定をする際、年齢制限がなくなります。そのため、生計を一にする以下の者もきょうだいとしてみなすことができます。【①保護者に監護される者(未成年) ②保護者に監護されていた者(①が成年に達した者) ③保護者またはその配偶者の直系卑属(①②以外) ※一部対象外となる場合があるので市へお尋ねください。】

多子世帯に係る特例措置の拡充

平成29年4月から第2階層の非課税世帯の第2子を無償とします。

母子、父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯

母子、父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯は第2階層では無料ですが、平成29年4月から第3階層及び所得割課税額が77,101円未満の第4階層の世帯は上記の負担額となり、第2子以降は無料となります。

【参考】平成29年度 うきは市1号認定利用者負担額

階層区分	市民税課税額	負担額
第1	生活保護世帯	0円
第2	市民税非課税世帯(均等割のみ課税世帯を含む) 母子、父子世帯 在宅障害児(者)のいる世帯	0円
	市民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯を含む)	3,000円
第3	市民税所得割課税額 77,100円以下 母子、父子世帯 在宅障害児(者)のいる世帯	3,000円
	市民税所得割課税額 77,100円以下	14,100円
第4	市民税所得割課税額 211,200円以下	19,000円
第5	市民税所得割課税額 211,201円以上	24,000円

- ※ 保育料は、8月分までは平成28年度課税額、9月以降は平成29年度課税額により決定します。
- ※ 市民税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。
- ※ 同一世帯から2人以上の児童が小学校3年生まで、もしくは保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、年齢が高い順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料になります。

多子世帯の軽減

平成28年4月から所得割額77,100円以下の世帯については、第何子かのきょうだい判定をする際、年齢制限がなくなります。そのため、生計を一にする以下の者もきょうだいとしてみなすことができます。【①保護者に監護される者(未成年)②保護者に監護されていた者(①が成年に達した者)③保護者またはその配偶者の直系卑属(①②以外)※一部対象外となる場合があるので市へお尋ねください。】

多子世帯の特例措置の拡充

平成29年4月から第2階層の市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)の第2子~~を~~無償とします。

母子、父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯

母子、父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯は第2階層では無料ですが、平成28年4月から第3階層(所得割課税額が77,100円以下)の世帯は上記の負担額となり、第2子以降は無料となります。

9. 保育料の納付方法（認定こども園は除く）

保育料の納付は、原則として口座振替をお願いしています。ただし、口座振替の手続きが完了するまでは、納付書によるお支払いになります。

口座振替可能な金融機関及び振替日は下記のとおりです。

金融機関	福岡銀行・西日本シティ銀行・筑邦銀行・にし農業協同組合・ 筑後信用金庫・ゆうちょ銀行
口座振替日	毎月 25 日（金融機関休業の場合は翌営業日）

【保育料に関する留意事項】

- ① 2月の入所説明会で「保育料預金口座振替申込書」をお渡しします。2月末までに金融機関で手続きをお願いします。
- ② 既にきょうだい児が保育所に入所している場合でも、別途入所する児童の口座振替手続きが必要です。
- ③ 保育料が未納の方に対して、自宅や職場への電話催告・訪問徴収、滞納処分（預貯金や給与等の差押）、児童手当からの徴収等を行います。
何らかの事情で保育料を納められない方は、分割納付などのご相談に応じますので、保育所係までご連絡ください。

10. 年度途中の入所申込

育児休業期間終了後の復職により途中入所を希望される方は、「3. 申し込みの受付日程」（3ページ）のとおり申し込みをしてください。

上記以外の途中入所申込は、受け入れ基準に余裕がある場合についてのみ途中入所が可能です。受付期間は、入所希望月の前々月初日から前月 15 日までになります。受付期間までに支給認定申請書兼施設利用申込書・保育の必要性を証明する書類等を漏れなく添付して、申し込みを完了してください。

（例）9月1日入所希望の場合：受付期間 7月1日～8月15日



11. 保育所・幼稚園一覧

うきは市では、公立保育所6か所、私立保育所1か所、私立認定こども園1か所の計8か所の保育所が利用できます。

公立 ・ 私立	保育所(園)	定員	所在地	電話番号	開所時間	特別保育事業		
						延長 保育	一時 預かり	休日 保育
公	千年保育園	90	吉井町千年 236-5	75-2863	7:30 ~ 18:30			○
公	若葉保育園	170	吉井町 692-1	75-2836	7:30 ~ 19:00	○	○	
公	千草保育園	100	吉井町福益 246-3	75-2212	7:30 ~ 18:30			
公	いずみ保育園	90	吉井町江南 85-3	75-2520	7:30 ~ 18:30			
公	山春保育所	45	浮羽町山北 941-2	77-2824	7:30 ~ 18:00			
公	浮羽保育所	60	浮羽町流川 242-3	77-2344	7:30 ~ 18:00			
私	認定こども園 遊林愛児園	120	浮羽町高見 679-2	77-4336	7:30 ~ 19:00	○	○	
私	うきは幸輪保育園	170	浮羽町朝田 277-1	77-8877	7:00 ~ 19:00	○		
私	学校法人 吉井幼稚園	150	吉井町 1085-1	75-3281				

※ 千年保育園では0歳児の入所は受け付けていません。

※ 吉井幼稚園に入園を希望する方は、直接吉井幼稚園へお尋ねください。